

【1990年3月6日】国民健康保険制度の改正について（諮問書、要綱）

社会保障制度審議会（総会第442回）

平成2年3月6日

社会保障制度審議会

会長 隅谷 三喜男 殿

厚生大臣 津島 雄二

諮問書

国民健康保険制度を別添要綱のとおり改正することについて、社会保障制度審議会設置法(昭和23年法律第266号)第2条第2項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

国民健康保険制度の改正案要綱

第一 改正の趣旨

国民健康保険制度の運営の安定化を図るため、国及び地方公共団体の負担による保険財政の基盤の安定のための措置、国庫補助制度の拡充等その他所要の改正を行うものであること。

第二 保険財政基盤の安定のための国及び地方公共団体の負担に関する事項

市町村は、一般会計から、保険料(税)の軽減相当額を国民健康保険特別会計に繰り入れるものとし、国はその二分の一を、都道府県はその四分の一を負担するものとする。

第三 国庫補助制度の拡充等に関する事項

- 一．療養給付費等負担金の額は、一般被保険者の療養の給付等に要する費用の額から第二の繰入金の二分の一に相当する額を控除した額と老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額との合算額の百分の四十とすること。
- 二．調整交付金の総額は、一の合算額の見込額の百分の十と第二の繰入金の四分の一に相当する額との合算額とすること。

第四 高額医療費共同事業の実施に関する事項

国及び都道府県は、国民健康保険団体連合会が行う高額医療費共同事業に要する費用について引き続き助成することができること。

第五 その他に関する事項

- 一．国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師の登録に関する事務の所管を、住所地の都道府県知事から勤務地の都道府県知事に変更すること。
- 二．その他所要の改正を行うこと。

第六 施行期日

国民健康保険制度の改正は、平成二年四月一日から施行すること。ただし、第五の一等については、平成四年四月一日から施行すること。

本審議会では、三月六日の第四百四十二回総会で厚生省から説明を受け、質疑応答を行った後、三月六日及び三月十二日に開かれた全委員委員会で審議を行った。諮問案については、基本的に委員の賛同を得られたが、老人医療に対する国庫負担等について意見が出された。その主なものは次のとおりである。

今回の改正は、国民健康保険制度の財政を抜本的に安定させるものではない。一日も早く医療保障全体にわたる抜本的改革を行うべきである。

国民健康保険財政を安定させるためには、大きな比重を占める老人医療について公費負担の拡充が必要である。

保険基盤安定制度等暫定措置の恒久化は評価すべきである。特に今回保険基盤安定制度に対する国庫負担を保険給付費に対する国庫負担と別建にしたことは質的に大きな制度改正になっている。

医療費の適正化、支出の節約を図るべきである。

意見交換の結果、当該法律案に対する答申の起草委員として佐口、阿部、山下の三委員が指名された。三月十五日の全委員委員会において、起草委員により作成された答申案が提出され、意見交換が行われた結果、原案を一部修正のうえ了承され、引き続き第四百四十四回総会で正式の答申とすることが決定された。